

平成27年 1 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成27年 1 月 15 日 開 会

平成27年 1 月 15 日 閉 会

宮古地区広域行政組合

平成 2 7 年 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 2 7 年 1 月 1 5 日（木曜日）

午前 1 1 時 2 4 分開議

議 事 日 程

1 報 告 事 項

（1）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協 議 事 項

（1）個人事業主に係る所得税の源泉徴収漏れについて

3 そ の 他

出席議員（１０名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
9 番	落 合	久 三 君	1 1 番	山 崎	泰 昌 君
1 2 番	小松山	久 男 君	1 3 番	松 本	尚 美 君

欠席議員（３名）

7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
1 0 番	坂 本	正 君			

説明のための出席者

事 務 局 長	田 崎 義 孝 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及 川 誠 君
総 務 課 長	外 舘 義 博 君

◎開 会

○議長（松本尚美君） それでは、予定される方がそろいましたので、ただいまから議員全員協議会を開きたいと思いますが、会議に先立ちまして、岩泉消防署の救急車接触事故について事務局より報告があります。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、皆様にご報告とおわびを申し上げます。

救急車の接触事故でございます。事故の内容でございますが、発生日時は平成26年12月18日午前6時16分頃で、場所は岩泉町大川字下町15番地の敷地内でございます。岩泉消防署の高規格救急車が、5時35分覚知の岩泉町大川字下町地内で発生した救急事案で出場した際、路面凍結によりスリップし、車両が制御不能となり、左後部、テールランプ付近でございますけれども、敷地内に駐車していた軽トラックの左側後部に接触した事故でございます。事故後、積雪時や道路凍結時の走行について十分に気をつけるよう通知を出してございます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 定刻より若干おくれておりましたが、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、よろしくお願ひします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（松本尚美君） それでは、先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

最初に、議事日程であります。初めに議長が開会宣言を行います。

次に、日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、今回は2番伊藤清議員、3番畠山直人議員を議長が指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は1月15日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

日程第4で、議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◎個人事業主に係る所得税の源泉徴収漏れについて

○議長（松本尚美君） それでは、次に、今日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり 1 件でございます。

個人事業主に係る所得税の源泉徴収漏れについてを協議したいと思います。

事務局の説明をお願いします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、個人事業主に係る所得税の源泉徴収漏れについてご説明いたします。

資料ナンバー 2 の 1 ページをごらんください。

本件につきましては、田野畑村を除く、構成市、町で同様の案件があり、既に説明を受けられていると思いますが、当組合でも同様の事案が判明いたしましたので、説明をさせていただきます。

まず、1 の概要でございます。

今回の事案が判明した発端は、平成26年10月16日付で宮古税務署から宮古市へ、測量士や建築士等の個人事業主に対して支払った報酬等について、所得税の源泉徴収が適切に行われているか自己点検するよう依頼があり、この旨宮古市から情報提供を受け、当組合で調査したところ、所得税等の源泉徴収漏れが判明したものでございます。

2 の調査内容（1）の調査事項は、上記の所得税法204条に規定があります士業への報酬などの料金支払いに当たり、所得税等の源泉徴収が適正になされているかどうかであります。

（2）の調査期間は、税務署から示された平成22年 1 月から平成26年11月までの間の支払いでございます。

3 の調査結果でございますが、（1）所得税等の源泉徴収漏れの件数及び金額は、合計で個人事業主 2 人に対し累計16件、源泉徴収漏れ額514万2,700円ございました。また、（2）として、この源泉徴収漏れの金額を改めて納付した際に生ずる延滞税及び不納付加算税額は45万7,100円を見込んでおります。

2 ページの 4 をごらん願います。

源泉徴収漏れの原因でございますが、委託契約に基づく委託料や手数料について、個人事業主に対して源泉徴収は必要ないものと誤認していたことによるものであります。

5 の今後の対応でございますが、本日の午後の本会議で、ただいまご説明いたしました源泉徴収漏れ額514万3,000円と、延滞税及び不納付加算税額45万8,000円の補正予算を提案いたします。これをお認めいただければ、まず源泉徴収漏れ額を宮古税務署に納付をいたします。次に、今回源泉徴収の漏れがあった事業主へ、源泉徴収相当額の返還を要請いたします。事業主は既に確定申告において相当額を税務署に納付していると考えられますので、税務署に還付請求を行うことになります。次に、税務署から延滞税及び不納付加算税について、当組合へ納付の通知がなされますので、これに従い相当額を

納付し、年度内に処理を完了したいと考えております。

最後に、6の再発防止策についてであります。今回の事案に伴い、宮古税務署主催の源泉徴収説明会が開催されましたので、これに担当職員が参加し、制度を確認いたしました。また、会計事務の手引を改訂し、これを職員に周知をしております。

以上が個人事業主に係る所得税の源泉徴収漏れについての説明でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（松本尚美君） 事務局長から説明ありましたが、ご質問ありますか。

畠山直人議員。

○3番（畠山直人君） 今回の調査の期間が22年から26年までになっていますけれども、多分、同様の案件が以前もあったかと思うんですけれども、それは期限切れということとで処理したんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松本尚美君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 平成22年4月からというのは、時効にかかる前の分というふうに理解しておりますので、そういうふうな調査をしたということでございます。それ以前、あったとしても時効ということでございます。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

小松山議員。

○12番（小松山久男君） 22年度、23年度、25年度、24年度がないんですけれども、24年度は徴収漏れはなかったということですか。

○議長（松本尚美君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 個人事業主への委託ということでございますので、22、23、25年は該当ございましたが、それ以外は該当なかったということであります。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

ほかにございますか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） これって、個人が申告する場合に気がつくものではないんですかね。個人事業主さんが税務署に申告する場合に、そのときには気がつかないものなんだろうかと、税務署のほうで。税務署でないので答えに困ると思いますけれども。

○議長（松本尚美君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 個人事業主のほうは、同様の案件が全国各地でかなりございますので、多分これは気がつかないと思います。その税務署のほうに気がつくかどうかというのはちょっとよくわからないんですけれども、申告するほうは、個人事業主のほうはわからないと。それから、うちのほうでも、役所関係でも、誤認という、結果的には誤認ということになるんですが、ちょっとわからなかったということであります。

○議長（松本尚美君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 税務署さんが正規の税金かけないできたのかなという感じも私はするんですけれども、それは広域の執行部のほうに言ってもしょうがないので、いいです。

○議長（松本尚美君） 坂本議員。

○1 番（坂本 昇君） この、個人事業主には還付請求をすると。今度は個人事業者は税務署に所得税の還付をやると。この額の相違というのはとんとんなのか。

○議長（松本尚美君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 源泉徴収漏れ額が、個人事業主が確定申告しておりますので、それを還付していただく。それをさらに組合に還付して、返還してもらいますが、その額は同額です。それ以外の不納付加算税とかに対するというので、それは当方のミスということでもありますので、当方のほうが責任持って市町村に負担を求めて支払いするということになります。

○議長（松本尚美君） 坂本議員。

○1 番（坂本 昇君） 今の話ですと同額ですから、その個人事業主の負担が、税に関する負担が増えるということではない。

○事務局長（田崎義孝君） 増えるということではないです。

○1 番（坂本 昇君） ない。わかりました。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） それでは、これについては本会議で補正予算案として上げることになりますので、よろしくお願いいたします。

◎その他

○議長（松本尚美君） その他に移りたいんですが、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（松本尚美君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 4 分閉会
